

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制

(平成 28 年 4 月農薬専門調査会決定)

	頁
(食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬)	
テトラニリプロール	1
農薬専門調査会体制 (平成 28 年 4 月農薬専門調査会決定)	2
【参考】	
(部会で ADI 等が決定し幹事会へ報告する農薬)	
クロロタロニル.....	3
プロベナゾール.....	7
メトキシフェノジド	10
(幹事会で食品健康影響評価をする農薬)	
アシベンゾラル-S-メチル.....	11

テトラニリプロール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・新規登録	アントラニル アミド構造	筋小胞体のリアノジン受容体に作用し、カルシウムイオン放出による異常な筋収縮を引き起こす	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績の概要及び考察 ・試験成績報告書

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与されたテトラニリプロールの吸収率は低く、投与後 48 時間で少なくとも雄で 45.6%、雌で 29.6%と算出された。特定の臓器及び組織への残留傾向は認められなかった。投与後 72 時間で投与放射能の大部分が糞中に排泄され、胆汁を介した糞中排泄も認められた。未変化のテトラニリプロールは糞中放射能の主要成分であったが、尿中では少量であり、胆汁中では検出されなかった。テトラニリプロールはラット体内で広範に代謝され、尿、糞及び胆汁中で代謝物 M22 を含む数多くの代謝物が同定されたが、各代謝物の生成量は 10%TRR 未満であった。
2. 畜産動物を用いた体内運命試験の結果、可食部において 10%TRR を超える代謝物として泌乳ヤギで M1 及び M22、産卵鶏で M8、M 34、M40、M41 及び M45 (M44 の抱合体) が認められた。
3. 植物体内運命試験の結果、10%TRR を超えて認められた代謝物は M22 のみであった。
4. 毒性試験において、テトラニリプロール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、子宮及び膈(扁平上皮過形成等：ラット)並びに卵巣(黄体減少：ラット)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
5. 発がん性試験において、雌ラットで子宮上皮腫瘍の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

【評価を受ける部会(予定)】：評価第三部会

農薬専門調査会体制(平成28年4月農薬専門調査会決定)

幹事会

農薬専門調査会座長及び座長代理、各部会座長、農薬専門調査会座長が指名した者

審議結果を幹事会に報告

幹事会

西川 秋佳 《座長》	清家 伸康
納屋 聖人 《座長代理》	※永田 清
※赤池 昭紀	中島 美紀
浅野 哲	長野 嘉介
※上路 雅子	林 真
小野 敦	※本間 正充
三枝 順三	※松本 清司
代田 真理子	與語 靖洋

評価第一部会

○小澤 正吾
(岩手医科大教授・動物代謝)
○平塚 明 《座長代理》
(東京薬科大教授・動物代謝)
○清家 伸康
(農研機構ユニット長・植物代謝)
○本多 一郎
(前橋工科大教授・植物代謝)
○相磯 成敏
(バイオアッセイ研部長・毒性)
※赤池 昭紀
(和歌山県立医科大学客員教授・毒性)
○浅野 哲 《座長》
(国際医療福祉大教授・毒性)
○佐藤 洋
(岩手大教授・毒性)
○豊田 武士
(国衛研室長・毒性)
○平林 容子
(国衛研部長・毒性)
※藤本 成明
(広島大准教授・毒性)
○桑形 麻樹子
(秦野研室長・生殖)
○堀本 政夫 《座長代理》
(千葉科学大教授・生殖)
○山本 雅子
(麻布大名誉教授・生殖)
○林 真
(安評センター名誉理事長・遺伝毒性)
○森田 健
(国衛研室長・遺伝毒性)
○若栗 忍
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

評価第二部会

○杉原 数美
(広島国際大教授・動物代謝)
○中島 美紀
(金沢大教授・動物代謝)
※永田 清
(東北医科薬科大教授・動物代謝)
○腰岡 政二
(日本大教授・植物代謝)
○中山 真義
(農研機構研究領域長・植物代謝)
○小野 敦 《座長代理》
(岡山大教授・毒性)
○三枝 順三 《座長》
(日本実験動物学会事務局長・毒性)
○高木 篤也
(国衛研室長・毒性)
※松本 清司
(信州大特任教授・毒性)
○美谷島 克宏
(東京農業大准教授・毒性)
○義澤 克彦
(武庫川女子大教授・毒性)
○中島 裕司
(大阪市立大教授・生殖)
○納屋 聖人 《座長代理》
(産総研客員研究員・生殖)
○八田 稔久
(金沢医科大教授・生殖)
○福井 義浩
(名古屋学芸大教授・生殖)
○根岸 友恵
(日本薬科大非常勤講師・遺伝毒性)
※本間 正充
(国衛研部長・遺伝毒性)

評価第三部会

○加藤 美紀
(名城大准教授・動物代謝)
○篠原 厚子
(清泉女子大教授・動物代謝)
※玉井 郁巳
(金沢大教授・動物代謝)
○與語 靖洋 《座長代理》
(農研機構研究領域長・植物代謝)
○吉田 充
(日本獣医生命科学大教授・植物代謝)
○川口 博明
(鹿児島大特任准教授・毒性)
○久野 壽也
(豊川市民病院病理診断科部長・毒性)
○高橋 祐次
(国衛研室長・毒性)
○長野 嘉介 《座長代理》
(長野毒性病理コンサルティング代表・毒性)
○西川 秋佳 《座長》
(国衛研研究センター長・毒性)
※山手 文至
(大阪府立大教授・毒性)
○代田 真理子
(麻布大教授・生殖)
○塚原 伸治
(埼玉大准教授・生殖)
○中塚 敏夫
(名産研中部TLOアドバイザー・生殖)
○石井 雄二
(国衛研主任研究官・遺伝毒性)
○太田 敏博
(東京薬科大教授・遺伝毒性)
○増村 健一
(国衛研室長・遺伝毒性)

※: 専門参考人

クロロタロニル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定基準の見直し ・ 本基準の変更 	フェニル系	病原菌の原形質 や酵素タンパク に作用する	殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬抄録 ・ 試験報告書 ・ 海外評価書

【試験成績の概要】

1. ¹⁴C で標識したクロロタロニルのラットを用いた動物体内運命試験の結果、単回経口投与後 48 時間の吸収率は、15.7%～32.0%と算出された。残留放射能濃度は肝臓及び腎臓で高く、経時的に減少したが、腎臓では肝臓に比べ最高濃度に達する時間が長くなる傾向がみられた。投与放射能は投与後 168 時間でほとんど排泄され、主に糞中に排泄された。未変化のクロロタロニルのほか、主要代謝物として I 及び III が認められ、ほかに尿中から代謝物 VI、VII 及び VIII が認められた。
2. ¹⁴C で標識した代謝物 I のラットを用いた動物体内運命試験の結果、単回経口投与後 96 時間の吸収率は、26%～30%と算出された。残留放射能濃度は肝臓で最も高く、投与放射能は主に糞中に排泄された。
3. ¹⁴C で標識したクロロタロニルの畜産動物を用いた体内運命試験の結果、泌乳ヤギでは未変化のクロロタロニルは認められず、可食部に 10%TRR を超える代謝物として I が認められた。産卵鶏では残留放射能は肝臓でのみ残留放射能が認められたが、投与後速やかに消失した。代謝物 I の投与においては、いずれの動物においても主要成分として代謝物 I が認められた。
4. ¹⁴C で標識したクロロタロニルの植物体内運命試験の結果、未変化のクロロタロニルのほか、10%TRR を超える代謝物として I (にんじん茎葉部) が認められた。¹⁴C で標識したクロロタロニルの後作物における植物体内運命試験の結果、10%TRR を超える代謝物として I (にんじん根部及び頂部、豆基部及びさや並びに小麦わら)、II (にんじん根部) 及び III (レタス、にんじん根部及び頂部並びに小麦穀粒及びわら) が認められた。
5. 各種毒性試験結果から、クロロタロニル投与による影響は、主に腎臓（近位尿細管上皮過形成等）及び前胃（粘膜上皮過形成、角化亢進等）に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
6. ラット及びマウスにおいて前胃乳頭腫及び扁平上皮癌並びに腎尿細管腺腫及び腺

癌の発生頻度の増加がそれぞれ認められたが、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

7. 代謝物 I を用いた各種毒性試験の結果、代謝物 I 投与による影響は主に血液（貧血）、肝臓（肝細胞壊死：イヌ）及び腎臓（尿細管変性：イヌ、重量増加）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となるような遺伝毒性は認められなかった。

クロロタロニル(CHLOROTHALONIL)

品名	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	加工食品に係る基準値				
												残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値				
牛の筋肉	0.02	海外				0.03			0.01		5					
豚の筋肉	0.02	海外				0.03			0.01		5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.02	海外				0.03			0.01		5					
牛の脂肪	0.1	海外				0.1					5					
豚の脂肪	0.06	海外				0.1			0.01		5					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	海外				0.1					5					
牛の肝臓	0.03	海外				0.05			0.01		5					
豚の肝臓	0.03	海外				0.05			0.01		5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.03	海外				0.05			0.01		5					
牛の腎臓	0.3	海外				0.5			0.01		5					
豚の腎臓	0.3	海外				0.5			0.01		5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.3	海外				0.5			0.01		5					
牛の食用部分	0.03	海外				0.05			0.01		5					
豚の食用部分	0.03	海外				0.05			0.01		5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.03	海外				0.05			0.01		5					
乳	0.06	海外				0.1			0.01		5					
鶏の筋肉	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の筋肉	0.01	海外							0.01		5					
鶏の脂肪	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の脂肪	0.01	海外							0.01		5					
鶏の肝臓	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の肝臓	0.01	海外							0.01		5					
鶏の腎臓	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の腎臓	0.01	海外							0.01		5					
鶏の食用部分	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の食用部分	0.01	海外							0.01		5					
鶏の卵	0.01	海外							0.01		5					
その他の家禽の卵	0.01	海外							0.01		5					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																
魚介類(すずき目魚類に限る。)																
魚介類(その他の魚類に限る。)																
魚介類(貝類に限る。)																
魚介類(甲殻類に限る。)																
その他の魚介類																
はちみつ																

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。
 ※えんどう、いも類については、現行基準との整合性を考慮。

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

プロベナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> ・暫定基準の見直し ・魚介類への基準値設定 	ベンゾイソチアゾリン系	植物の病害抵抗 反応誘導	殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬抄録 ・魚介類における最大推定残留値に係る資料

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、血漿中の放射能濃度は低用量では 1 時間、高用量では 6～8 時間で C_{max} となり、AUC は用量依存的に増加した。投与後 168 時間の尿中及びカーカスの放射能の合計から算出された吸収率は 77.9%～88.1%で、主に尿中に排泄された。膀胱、前立腺、胃、肝臓及び腎臓を除くほとんどの組織中濃度は血漿とほぼ同程度かそれより低く推移したが、血球への移行率は経時的に増加した。また、体内からの消失は緩慢であった。尿中代謝物として、M2、M5 及び M6 が認められた。
2. 水稻、キャベツ等を用いた植物体内運命試験の結果、いずれの作物においても未変化のプロベナゾールは検出されず、10%TRR を超える代謝物として M2、M3、M4、M9、M10、M11 及び M12 が認められた。
3. 各種毒性試験結果から、プロベナゾール投与による影響は、主に肝臓（重量増加、肝細胞空胞化等）及び血液（貧血）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。
4. ラットの発生毒性試験では母体毒性の生じる最高用量において、胸骨核等の骨化遅延及び胸腺頸部残留が認められたが、胎児の発育遅延に起因するものと考えられた。ウサギにおいて催奇形性は認められなかった。

プロベナゾール (PROBENAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	
農産物に係る基準値																						
米(玄米)	0.5	登録	0.5							4	0.03	その他									6-4	
小麦	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
大麦	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
ライ麦	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
とうもろこし	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
そば	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
その他の穀類	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
大豆	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
小豆類	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
えんどう	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
そら豆	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
らっかせい	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
その他の豆類	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
ばれいしょ	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
かんしょ	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
やまいも(長いもをいう。)	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
こんにやくいも	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
その他のいも類	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
てんさい	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
さとうきび	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
かぶ類の根	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
かぶ類の葉	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
西洋わさび	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
クレソン	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
はくさい	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
キャベツ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
芽キャベツ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ケール	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
こまつな	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
きょうな	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
チンゲンサイ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
カリフラワー	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ブロッコリー	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のあぶらな科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ごぼう	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
サルシフィー	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
アーティチョーク	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
チヨリ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
エンダイブ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
しゅんぎく	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のきく科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
たまねぎ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
にんにく	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
にら	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
アスパラガス	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
わけぎ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のゆり科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
にんじん	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
パースニップ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
パセリ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
セロリ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
みつば	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のせり科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
トマト	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ピーマン	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
なす	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のなす科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
しろうり	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
すいか	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
メロン類果実	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
まくわうり	0.03	その他								6-4	0.03	その他										6-4
その他のうり科野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
ほうれんそう	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
たけのこ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
オクラ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
しょうが	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
未成熟えんどう	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
未成熟いんげん	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
えだまめ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
マッシュルーム	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
しいたけ	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他のきのこ類	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4
その他の野菜	0.1	登録	0.1							4	0.03	その他										6-4

プロベナゾール (PROBENAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
											畜水産物に係る基準値				
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉											加工食品に係る基準値				
豚の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の筋肉															
牛の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪															
その他の陸棲哺乳類の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の肝臓															
豚の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の肝臓															
牛の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の腎臓															
その他の陸棲哺乳類の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の食用部分															
豚の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の食用部分															
乳											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の筋肉															
その他の家禽の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の脂肪															
その他の家禽の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の肝臓															
その他の家禽の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の腎臓															
その他の家禽の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の食用部分															
その他の家禽の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の卵															
その他の家禽の卵											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の魚介類															
はちみつ											ミネラルウォーター類に係る基準値				

※留意事項※

※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

メトキシフェノジド（第5版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・インポート トレランス	ベンゾイル ヒドラジン 系	脱皮ホルモン様 作用を示し、異 常脱皮を促すこ とにより作用	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・動物体内運命試験（ヤギ及びニワトリ） ・作物残留試験（ラズベリー及びブラックベリー） ・畜産物残留試験（ウシ及びニワトリ） ・亜急性毒性試験（イヌ） ・亜急性経皮毒性試験（ラット） ・遺伝毒性試験（代謝物） ・免疫毒性試験（ラット）

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験において、ラットに経口投与されたメトキシフェノジドは速やかに吸収、排泄された。吸収率は 61.6%～69.6%と算出された。主に胆汁を經由して糞中に排泄され、投与後 24 時間の糞中に 58.2%～77.1%TAR が排泄された。未変化のメトキシフェノジドは糞中からのみ検出された。尿及び糞中の主要代謝物は B 及び F のほか、D、H、I、K 及び L であった。
2. 畜産動物を用いた体内運命試験の結果、ヤギ及びニワトリにおいて代謝物 B、F、L、Q1、AE+F、AI2 及び AJ が 10%TRR を超えて検出された。
3. 植物体内運命試験の結果、主要成分は未変化のメトキシフェノジドであった。代謝物として B、C1、C2、F、H 及び BG が認められたが、いずれも 10%TRR 未満であった。
4. 各種毒性試験結果から、メトキシフェノジド投与による影響は、主に血液（貧血）、肝臓（門脈周囲性肝細胞肥大等：ラット）及び腎臓（腎盂上皮細胞過形成等：ラット）に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。

アシベンゾラル-S-メチル（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・新規登録	ベンゾチア ジアゾール 系	植物の全身獲得抵抗性を誘導して、病原菌による発病を抑制する	殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌吸脱着試験 ・ 水中光分解試験 ・ 土壌残留試験 ・ 作物残留試験（キャベツ及びはくさい） ・ 眼に対する刺激性試験（ウサギ）

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、投与後 168 時間における体内吸収率は少なくとも雄で 92.3%、雌で 91.8%と算出された。臓器及び組織への分布及び消失は速やかであり、主に尿中に排泄された。臓器及び組織への分布及び消失は速やかであり、投与後 48 時間で 92%TAR 以上が排泄され、主に尿中に排泄された。尿中の主要成分は代謝物 B であり、ほかに C、D、E、F 及び G が検出された。
2. 植物体内運命試験の結果、植物の収穫時の可食部において、未変化のアシベンゾラル-S-メチルはトマトの果実及びレタスでのみ認められた。代謝物 B 及び抱合体の合計並びに F 及び抱合体の合計がそれぞれ最大で 64.3%TRR（トマト果実）及び 22.4%TRR（レタス）認められた。
3. 各種毒性試験結果から、アシベンゾラル-S-メチルの影響は、主に体重（増加抑制）、血液（溶血性貧血等）、肝臓（クッパー細胞ヘモジデリン沈着等）及び脾臓（ヘモジデリン沈着、髄外造血等）に認められた。
4. ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に影響の認められる用量で、胃壁破裂並びに臍帯ヘルニア等の外表、内臓及び骨格異常が認められた。
5. ラットを用いた発達神経毒性試験において、児動物に聴覚性驚愕反応の振幅の高値等が認められた。
6. 発がん性、繁殖能に対する影響、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。